

## 令和 7 年 8 月 定例教育委員会会議録

- 1 日 時 令和 7 年 8 月 5 日（火） 1 0 時
- 2 場 所 市庁舎別館 3 階 特別会議室
- 3 出席者 教育長 蔵元洋一  
教育委員 衛藤修身、八木秀和、太田かおり
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 教育部長 清水秀一  
教育総務課長 山口研治  
学校教育課長 船元幸徳  
指導室長 靄 浩二  
生涯学習課長 大畑祐一郎  
教育総務課課長補佐 近野久幸  
学校教育課課長補佐 濱田大輔  
学校教育課課長補佐 掛橋賢議  
生涯学習課課長補佐 吉田浩之  
教育総務課教育総務係長 秦 薫
- 6 傍聴人 なし
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

# 定 例 教 育 委 員 会 議 事 日 程

令和 7 年 8 月 5 日 (火) 1 0 時 0 0 分

## 1 会議録の承認

令和 7 年 7 月定例教育委員会の議事録の承認

## 2 報告事項

- (1) 令和 7 年 8 月学校教育行事及び社会教育施設行事について
- (2) 令和 7 年度少年の主張福岡県大会について

## 3 協議事項

- (1) 令和 7 年 9 月定例教育委員会の日程について

## 4 議決事項

第 1 9 号議案 中間市立図書館運営規則の一部を改正する規則について

[開会時刻：１０時００分]

蔵元教育長 定刻となりましたので、令和７年８月定例教育委員会を開催いたします。それでは、レジュメに沿って進めさせていただきます。  
まず、会議録の承認です。令和７年７月定例教育委員会の議事録の承認についてお諮りをいたします。いかがでしょうか。

教育委員 <<承認>>

蔵元教育長 ありがとうございます。それでは、報告事項に移ります。令和７年８月学校教育行事及び社会教育施設行事についてそれぞれ説明をお願いします。

鶴指導室長 ８月の学校行事について説明します。  
まず、共通行事についてです。  
８月６日が全ての小中学校で出校日となります。連日、非常に高い気温が続いており、熱中症の危険が考えられることから、出校日における熱中症への対応等について、先週の金曜日に各学校と教育委員会との連名で、体調管理や予防対策等のお願いを記した保護者向け文書を発出しております。当日は、各学校で、読み物資料や視聴覚教材等を使って、学年の発達段階に応じた平和学習が計画されています。  
１２日から１５日を学校閉庁日としており、管理職も含め、年休や夏季休暇等を取得しやすい期間を設定しています。  
１８日の宿泊体験型英語学習は、本年度、福岡県の義務教育課が新規事業として実施するもので、ハウステンボスで３泊４日の日程で行われます。英語のみを用いた活動や宿泊体験を行うことで、英語のコミュニケーション能力を高めることをねらっています。県内の中学生を対象に、４０名から６０名の参加募集となっています。参加費は、基本的に県が負担することとなっているため、申し込みが多数あったようで、市内からも６名の希望がありましたが、中間中の２年生１名が参加することになりました。最後に、２学期の始業式は２５日に小中学校で行われ、２７日が給食開始となります。  
続いて、各学校の行事です。  
北小では、６日の午後に不審者対応の研修が予定されています。教職員の危機管理意識の高揚と対応能力の向上を目指して、折尾警察署から講師を招聘し、不審者が侵入してきた場合の対処方法等の訓練を実施するよ

うにしています。また、中間中では、21日と22日にサマースクールが行われます。補充的な学習指導ですが、生活リズムを取り戻すこと、家庭学習課題の整理を行うことなど、2学期のスタートに向けた取組となっています。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 1点目は、4日に南小と南中が合同研修をやっていますが、本年度はどういう内容で計画されているか教えてください。  
2点目は、6日に平和授業があります。本年度は終戦から80年ということと同時に、被爆体験された方の高齢化が問題になっているということがテレビ等で報道されています。被爆者等の体験をもっと後世に伝えていこうという取組がされていますが、そういう取組が学校でありましたら教えてください。

鶴指導室長 1点目の南小、南中合同研修についてです。本年度の内容は、核兵器廃絶を訴える署名活動などを続けている県内の高校生の平和大使3名と事務局の方に来校いただいて、具体的な活動の中身や活動に取り組む思い等を高校生に話していただいて、先生方との交流を深める機会を計画し実施しております。  
2点目の平和学習についてです。戦争を体験した方の思いを直接聞く機会は子供たちにとっても大変重要だと思います。しかし、戦後80年戦争体験者の高齢化が進む中、その機会は難しくなっているのが現実です。6日の平和学習で、実際の戦争体験者の生の声を聞くという取組を行う学校はございません。しかし、6年生の修学旅行で、すでに5校は終わっていますが、その中で、東小と北小と南小の6年生については、修学旅行先で直接戦争体験者の話を聞く機会を設けて実施しています。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。八木教育委員。

八木教育委員 1点だけ意見があります。  
平和学習についてです。毎年この出校日に平和学習をされて、図書館でも8月8日まで原爆の絵画展がおこなわれています。昨年も図書館では特集イベントがされていたので、こういったことも学校側から生徒へ、例えばこういう事をやっていると、より理解を深めたい人たちに安

心メール等を使ってアナウンスをされても良いのではないかと思います。去年、私は子供と一緒に行ってみましたが、まじまじと見て興味を持つ子もいますし、非常に有意義なことを市内でもやっているということをアナウンスしてもよいと思います。

蔵元教育長      ありがとうございます。その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。ないようですので、続きまして社会教育施設行事について説明をお願いします。

大畑生涯学習課長      8月の社会教育施設行事について、主なものをご説明いたします。まずは、中央公民館事業です。

3日日曜日10時から、生涯学習課仮事務所におきまして、「ネイチャークラフト教室」を開講いたしました。講師に、ふくおか森林インストラクター会の方を迎え、どんぐりや松ぼっくり、小枝などの自然素材を使い、創意工夫しながら作品を作りました。小学生と保護者を対象といたしまして、定員12組24名のところ、16組32名の申し込みがありました。そこで、会場のレイアウトを変更するとともに、講師と協議を行い全員受講可能といたしました。保護者と一緒に創作することができ、費用は材料費1人500円となっております。

30日土曜日10時から、なかまハーモニーホールにおきまして、連続講座「おもしろ歴史講座」の第2回目を行います。今回は大岡越前（大岡忠相）に関する講座となります。

次に体育文化センターです。

17日日曜日に桃園市民プールにおきまして、第68回福岡県県民スポーツ大会（夏季大会）が開催されます。福岡県、福岡県教育委員会等の主催で、主管を開催地の実行委員会及び実施競技団体に委託しております。参加資格は、県内市町村に住民登録をしている福岡県民であるアマチュア競技者です。種目は自由形、平泳ぎ、バタフライ、背泳ぎ、フリーリレー及びメドレーリレーの6種目で、少年の部は1人1種目、一般の部は1人2種目まで出場できることになっています。なお、リレー競技につきましては、各郡市1チームを編成し、郡市対抗競技となります。参加料は、17歳以下200円、18歳以上は500円、ただし、高校生は200円となっております。また、定例のなかま元気スポーツクラブ及びスポーツ協会自主事業の各種教室を開催予定といたしております。

次に図書館です。

今月は、1日から8日まで、「原爆の絵画展」を中間市安全安心まちづくり課との連携事業として開催いたします。この事業は平成19年から取り組んでおり、広島市立基町(もとまち)高校創造表現コースの生徒と被爆体験証言者による、被爆体験者の記憶に残る光景を、共同制作した絵画、「原爆の絵」を63点を展示いたします。

2日日曜日14時から、「調べる学習教室」～開こう！好奇心の扉～と題しまして、「調べる学習」に必要な調べ方やまとめ方のコツを、楽しみながら学べる教室として開催いたしました。対象は小中学生15人程度で、調べる学習や自由研究へのきっかけづくりをサポートいたしました。なお、当日の参加者は7人でした。

3日日曜日14時から、「戦争と平和事業」朗読会～平和へつなぐ物語～を開催いたしました。原爆の絵画展期間中にあわせて、なかま朗読の会「朗めぐり」の皆様による、平和をテーマにした朗読会を行いました。人数は25名程度で、この事業も安全安心まちづくり課との連携事業でございます。なお、当日の参加者は33人でした。

9日土曜日に1組目が10時から12時まで、2組目が14時から16時まで、10日日曜日、1組目が10時から12時まで、2組目が14時から16時まで、市内の小学3年生以上を対象として、カウンターでの本の貸出しや返却作業など、図書館での仕事を体験する「小学生夏休み一日図書館員」を開催いたします。募集人数は、両日ともに各組4名となっております。

次にハーモニーホールです。

28日木曜日14時から、エントランスホールにおきまして、ミュージック スクエア ティータイムコンサートとして、「ロス・フレスカ」によるギターとマンドリン、サックスの演奏が開催されます。以上が社会教育施設の主な行事予定です。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等がございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 1点目は、体育文化センター事業のいきいき健康教室というのが2種類あります。午前中と午後からの健康教室が2つあります。対象と内容を教えてください。

2点目は、図書館の3日に、「戦争と平和事業」があります。これにつきましては25名を予定していましたが33名の参加があったということで、非常に関心を持っている人がいるということがわかりました。参

加者の年齢層がわかれば教えてください。

大畑生涯学習 1点目の体育文化センター事業のいきいき健康教室についてです。なか  
課長 ま元気スポーツクラブの教室のひとつで対象は一般の方となっております。  
10時からの会と13時30分からの会で教室の内容に特に違いは  
ありません。参加者が多くなってきたことから参加希望者を受け入れる  
ため回数を増やしております。各会とも定員は10名程度となっております。  
今現在参加者は各会とも10名程度となっております。  
続きまして、2点目の図書館で3日に行われました戦争と平和事業の朗  
読会についてです。33人の内訳で年齢層について正確にはわかりませ  
んが、シニア層が多かったと聞いております。

蔵元教育長 その他ご意見ご質問等はございますでしょうか、衛藤教育委員。

衛藤教育委員 中央公民館事業のおもしろ歴史講座についてです。7月の定例教育委員  
会の令和6年度実績の点検評価の結果報告書の中で、このような講座の  
若い人たちの参加への取組はどうなっているのかとお尋ねしたときに、  
そういうことを考えておもしろ歴史講座は土曜日に入れましたと回答さ  
れました。10時から12時という時間帯で若い人たちが参加できやす  
いでしょうか。夕方に時間帯をずらすなど、講師の関係もあつて難しいと  
思いますが、若い人たちができるだけ参加しやすいような時間帯を考え  
てみる事が必要だと思います。若い人たちがどの時間だったら参加でき  
るのか、アンケートをとってみることも大事ではないかと思います。

大畑生涯学習 おもしろ歴史講座は、現在土曜日の10時から12時の開催となってお  
課長 ります。現実として受講者は、全員60歳以上となっております。土曜  
日に開催はしているのですが、若者の方が出席されていない状況となっ  
ております。今後につきましては、若者向けに、いかに周知していくかとい  
うところは考えていかないといけないと思っております。周知方法に  
ついて、今後考えていきたいと思えます。例えば、インスタを使ってみる  
とか、そういったことができるのかも含めて検討していきたいと思いま  
す。

衛藤教育委員 今回は、大岡越前についてです。若い人たちは、ほとんど興味がないと思  
いますので、若い人たちが興味を持つようなテーマを選んでいただくよ  
うな工夫を考えていかないといけないと思えます。よろしくお願いま

す。

蔵元教育長      その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。  
ないようですので、続きまして報告事項のその他のところで何かございますでしょうか。

大畑生涯学習課長      令和7年度少年の主張福岡県大会についてご報告します。令和7年度少年の主張福岡県大会は、令和7年8月31日日曜日13時から北九州市戸畑区のウェル戸畑中ホールで行われます。中間市の生徒は発表者には選ばれませんでした。が、奨励賞として南中3年の生徒が選ばれていますのでご報告いたします。

蔵元教育長      ありがとうございます。  
その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。  
ないようですので、続きまして協議事項に移りたいと思います。  
令和7年9月定例教育委員会の日程について説明をお願いします。

山口教育総務課長      9月の定例教育委員会の日程につきましては、9月3日水曜日午前10時から、別館3階特別会議室にて開催したいと考えております。  
例年の市議会定例会の日程等を考慮し、通常の第一火曜日ではなく水曜日、そして、会場も第一委員会室ではなく特別会議室での開催を予定しております。  
ご協議をよろしくお願い致します。

蔵元教育長      日程等はいかがでございましょうか。

教育委員      ≪承認≫

蔵元教育長      ありがとうございます。それでは、そのように決定いたします。  
それでは、その他のところで何かございますでしょうか。  
ないようですので、議決事項第19号議案中間市立図書館運営規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

大畑生涯学習課長      第19号議案中間市立図書館運営規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。本改正は、令和7年度に図書館コンピュータシステムの更新を行ったことにより、図書館資料の貸出手続きにおいて、利用者



カードによる本人確認が紙媒体のみでしかできなかったものが、今回の更新により、スマートフォンやタブレットなどの画面にバーコードを表示することで本人確認ができるようになったことに伴い、新機能に対応するため規則の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。具体的な内容といたしましては、新旧対照表の第7条をご覧ください。第7条の本文にただし書きとして、「ただし、他の手段により登録者本人であることが確認できるときは、この限りでない。」との文言を追加しております。また、併せて語句の訂正等の改正を行っております。以上により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、委員会の議決を求めるものとします。よろしくお願いいたします。

蔵元教育長 只今の説明について、ご意見ご質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 1点目は、改正された内容についてはよくわかりました。第2条2項と第3条2項と第14条の中で前の部分と違うのは、「特に」という文章が入ったことだと思います。前回の文章でも十分意味が通じると思いますが、あえて入れられた理由があれば教えてください。

2点目は、様式が変わっています。最後に登録と電子図書館と確認ということで、前回までは登録と確認でした。電子図書館をつけ加えられたのは、スマホ等の関係によるものか教えてください。

大畑生涯学習課長 1点目の規則の改正で「特に」という文言が追加されていることについてです。ご質問があった部分の改正につきましては、例えば、中間市立図書館運営規則新旧対照表の第2条第2項で文言を訂正しております。その理由といたしましては、改正前の条文になりますと、臨時休館をすることができる権限をもつ者は誰かという事が明確になっておりませんでしたので、「館長は〇〇できる」という文言に改正することで、主語を明確にするという意図がありました。その際に他の規則等と書きぶりをあわせておりまして、「特に」を加えたことで実際の運用に違いは生じないと考えております。

他の改正部分につきましても、基本的には誰がといった主語や何のといった対象を明確にするという意図で改正を行っています。

2点目の様式の改正で、電子図書館という欄が新たに設けられているということですが、新旧対照表様式第1号の下の欄に改正前は、登録と確認

だけでしたが、改正後には登録、電子図書館、確認となっています。この部分は、図書館職員が記入する部分になりますが、利用申し込み情報を図書館コンピュータシステムに入力する際に、昨年度から電子図書館を新たに導入したことにより、利用者の情報とは別に電子図書館を利用するためのパスワード等の情報を新たに入力する必要性が生じたことから、図書館職員が入力したことを確認するために、今回の改正に合わせて新たに電子図書館という確認欄を設けております。

なお、この欄を設けたことによる利用者への影響はございません。

蔵元教育長      その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。  
ないようですので、今回の改正についてお諮りをいたします。いかがでしょうか。

教育委員      《承認》

蔵元教育長      ありがとうございます。それでは、このように決定したいと思います。  
その他ご意見ご質問等はございますでしょうか。  
それでは、本日予定されておりました議案等は全て終了しましたので、これをもちまして、令和7年8月定例教育委員会を終了いたします。  
ありがとうございました。

[閉会時刻：10時30分]

令和 7 年 9 月 3 日

教育委員      八 木 秀 和

教育委員      衛 藤 修 身